明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○農林水産省設置法の一部を改正する法律（三〇）　二

〔政　令〕
○国の所有に係る日本郵政株式会社の株式の処分に関する政令（二四三）　三

〔府令・省令〕
○対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　三
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・文部科学・厚生労働**四）　三

〔省　令〕
○消防法施行規則の一部を改正する省令（**総務**五三）　三
○外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（**財務**五六）　三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令（**厚生労働**一〇八）　三

〔規　則〕
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―三〇―八七）　四
○消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部を改正する規則（**公正取引委**六）　四

〔告　示〕
○金融商品取引法第二条第四十項に規定する内閣総理大臣が定めるものを定める件（**金融庁**三三）　四
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**一九三）　五
○除籍が滅失した件（**法務**三〇三）　五
○日本国に帰化を許可する件（**同**三〇四）　五
○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一六八）　六
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一六九）　六
○日本モンゴル教育病院建設計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一七〇）　六
○リベリア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とリベリア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一七一）　六
○シエラレオネ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とシエラレオネ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一七二）　六
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの輸入数量を告示する件（**財務**一八五）　六
○平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件（**同**一八六）　六
○平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（**同**一八七）　七
○平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件（**同**一八八）　七
○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十七年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（**同**一八九）　七
○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十七年度における発動基準数量を定める件（**同**一九〇）　七
○外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件（**同**一九一）　七
○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（**厚生労働**二八三）　七
○厚生労働大臣が定める施設基準及び厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（**同**二八四）　七
○社会福祉主事養成機関等指定規則第五条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部を改正する件（**同**二八五）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一三八八～一三九四）　七
○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の一部を改正する件（**農林水産・経済産業・環境**三）　八
○回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示（**経済産業**一二四）　八
○防火上支障のない外壁及び屋根の構造を定める件の一部を改正する件（**国土交通**六八〇）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**六八一）　九
○公益社団法人日本動物園水族館協会のライチョウ保護増殖事業を認定する件（**環境**八七）　九
○環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する期間を定める件（**同**八八）　一〇

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。